

令和7年度 第1回美幌町義務教育学校開校検討委員会

日 時 令和7年5月20日（火）18:00～

場 所 しゃきっとプラザ1階 集団健診ホール

《 次 第 》

1 開会

2 教育長挨拶

3 委嘱状交付・委員等紹介

4 委員長互選

5 これまでの取り組み

- (1) 義務教育学校開校に向けたロードマップについて 【資料番号1】
- (2) 美幌町小中一貫教育推進ビジョン（令和6年7月策定）について 【資料番号2・3】
- (3) 美幌町義務教育学校整備基本方針（令和7年3月策定）について 【資料番号4・5】

6 開校検討委員会の今後のスケジュールについて 【資料番号6】

7 その他

8 閉会

美幌町義務教育学校開校検討委員名簿

No	所 属	役職等	氏 名	備 考
1	美幌小学校学校運営協議会	会長	中 山 雄 介	
2	東陽小学校学校運営協議会	会長	小 林 史 明	
3	旭小学校学校運営協議会	会長	西 田 陽 子	
4	美幌中学校学校運営協議会	副会長	長 岡 敬 幸	
5	北中学校学校運営協議会	委員	伊 藤 健 一	
6	美 幌 小 学 校 P T A	会長	豊 澤 弘 應	
7	東 陽 小 学 校 P T A	会長	山 本 英 和	
8	旭 小 学 校 P T A	会長	澤 田 理	
9	美 幌 中 学 校 P T A	会長	辻 剛 史	
10	北 中 学 校 P T A	会長	寺 崎 智 史	
11	美幌町社会教育委員	委員長	牛 島 吉 蔵	
12	美幌町自治会連合会	事務局長	采 女 博 安	
13	学 識 経 験 者		中 川 能 典	
14	北 中 学 校	校長	森 敦	校長会
15	美 幌 小 学 校	教頭	加 藤 正 俊	教頭会
16	美 幌 高 等 学 校	校長	川 添 雅 文	
17	美幌大谷幼稚園	保護者	佐 藤 唯	
18	美幌藤幼稚園	父母の会会長	吉 田 拓 実	
19	ひまわり保育園	保護者	大 原 功 一	
20	合 同 会 社 A L O P	代表社員	花 田 翔二郎	一般公募
21	ゆめとこスクール	代表	佐々木 勇 貴	一般公募
22	も り ぐ ん て	社長	熊 崎 崇 朗	一般公募
-	美幌町教育委員会	教育長	小 室 保 男	オブザーバー

美幌町義務教育学校開校検討委員会事務局

役 職	氏 名	備 考
教 育 部 長	中 尾 亘	
学 校 教 育 課 長	高 田 秀 昭	
学 校 給 食 課 長	弓 山 俊	
社 会 教 育 課 長 兼 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	浅 野 謙 司	
博 物 館 長	鬼 丸 和 幸	
図 書 館 長	菅 濟	
指 導 主 事	藪 下 一 己	
総 務 G 主 査	辻 宏 美	
総 務 G 主 査	佐 藤 大 樹	
学 校 教 育 G 主 査	堀 口 貴 章	
福祉部児童支援主幹	大 内 直 樹	幼保連携関係 オブザーバー
建設部建築主幹	廣 田 吉 輝	建築関係 オブザーバー

美幌町義務教育学校開校検討委員会設置要綱

（設置の目的）

第1条 美幌町における義務教育学校開校のための基本構想の策定等に関する事項について、円滑に協議を進めることを目的とし、美幌町義務教育学校開校検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 基本構想の策定に関すること。
- （2） 開校準備委員会の設置（令和8年度予定）に関すること。
- （3） その他開校の準備に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員22名以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから組織する。

- （1） 学識経験者及び専門家等
- （2） 町内小中学校校長会・教頭会の代表者
- （3） 町内小中学校学校運営協議会の代表者
- （4） 町内小中学校PTAの代表者
- （5） 美幌町社会教育委員の代表者
- （6） 美幌町自治会連合会の代表者
- （7） その他、委員会の趣旨に基づき特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、美幌町教育委員会が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者が職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、美幌町教育委員会において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

MEMO